

施設整備促進支援事業に係る事業計画作成 Q & A

令和 7 年 3 月 10 日時点

	質問	回答	Q & A 追加日時
1	支給対象は、国庫補助（地域医療介護総合確保基金、医療提供体制施設整備交付金、医療施設等施設整備費補助金）の交付決定を受けた医療機関のみか。	国庫補助の交付決定の有無を問わず、国庫補助の交付要件に該当する医療機関が対象となります。	－
2	支給対象は、令和 6 年度中に契約を締結している医療機関等ですが、複数年度契約による施設整備の場合も支給対象となりますか。また、対象となる場合、どのように支給額を計算するのですか。	施設整備促進支援事業は令和 6 年度補正予算事業として措置されたものであるため、複数年度契約による施設整備の場合であっても、令和 6 年度中に国庫補助事業の交付対象となる施設整備に係る契約を締結している場合に限り支給対象となります。令和 5 年度に契約した施設整備は対象になりません。 複数年度契約による施設整備の場合であっても、支給額の計算に当たっては、工事進捗率を考慮せず、別表に定める物価高騰を反映した単価と現行の交付要綱上の単価の差額に基準面積及び調整率または補助率を乗じて計算します。	－
3	支給対象は、令和 6 年度中に契約を締結している医療機関等ですが、令和 6 年度に工事に着手していなくても支給の対象ですか。	施設整備促進支援事業は、物価高騰を含む経済状況の変化により施設整備が困難となった医療機関への支援を行う事業として措置されたものであるため、令和 6 年度に工事に着手していなくても、令和 6 年度中に契約を締結していれば支給の対象となります。	－
4	支給対象は、国庫補助事業の交付対象となる施設整備に係る契約を締結している医療機関等ですが、施設整備に係る契約とは具体的に何を指していますか。	現行の国庫補助事業によって定義が異なるので注意が必要です。 地域医療介護総合確保基金においては「設計、解体、本体工事」のいずれかの契約を指します。 また、医療提供体制施設整備交付金及び医療施設等施設整備費補助金においては「本体工事、現地建替による解体」の契約を指します。 近年の契約形態の多様化に合わせ、設計と施工を一元的に行うデザインビルト契約も対象に含めて差し支えありません。	－
5	事業計画の記載内容について教えてください。 事業計画書で求められた支給額満額が支給されますか。	単価については、物価高騰を反映した単価と実契約工事単価を比較して小さい方を選定します。 面積については、実契約上の工事整備面積と交付要綱上の国庫補助基準面積とを比較して小さい方を選定します。 選定された単価に選定された面積及び事業毎の国庫補助率を乗じて得られた額が支給額となります。 ただし、予算の範囲内での支給となり、必ずしも求められた金額が満額支給されるとは限りません。	－
6	給付金の使途に限定はありますか。	使途は限定していません。ただし、国庫補助（地域医療介護総合確保基金、医療提供体制施設整備交付金、医療施設等施設整備費補助金）を受けている医療機関については、対象経費が重複し、国庫補助金の二重取りになる可能性がありますので、当該給付金を国庫補助の対象経費に充当することは避けてください。なお、医療提供体制施設整備交付金や医療施設等施設整備費補助金の補助対象外となる土地の取得、門や塀などの外構工事、駐車場の整備、設計等の経費に当該補助金を充当することは可能です。	－
7	支給スケジュールは。	県においては、令和 7 年 6 月補正にて事業化を予定している。 早ければ 7 月に交付申請の受付を開始し、順次支給していく。	－
8	申請時にどのような書類の提出が必要か。	現時点では未定。 県にて、交付申請の受付を開始する際に明示する。	－
9	本事業を活用できるかどうかはいつ分かるのか。	厚生労働省にて、提出のあった事業計画を参考に予算配分を行う予定となっており、その配分を受けて給付対象医療機関を決定する。 時期としては、4 月中旬頃にお示しする予定としている。	－
10	補助対象医療機関の要件や考え方などで、現時点で明確なものがあれば教えてほしい。	送付した資料に書かれた内容以外のことは、まだ決まっていない。 今回の事業計画の内容を参考に、厚生労働省にて予算の配分と合わせて検討されるものと伺っている。	－
11	重複申請は可能か。	1 つの施設が交付対象国庫補助を複数選択して提出は可能だが、同一の施設・設備を複数の事業の対象経費とすることは、国費の二重払いを疑われることから不可。例えば、A 事業を充てた施設・設備には B 事業を充てることは不可（A 事業の対象経費となっていないものを B 事業の対象とすることは可）となる。	－